



立山化成株式会社

社会的責任

(CSR (Corporate Social Responsibility))

持続可能な開発目標

(SDGs (*Sustainable Development Goals*))

2018年03月23日 制定

2024年11月26日 改訂(第4版)

経営者の承認：

2024年11月26日

片口真

改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容	承認
2018,03,23 (第1版)	新規制定	—	片口社長 18',03,23
2021,08,01 (第2版)	1. 2.11. 2.12. 2.13. 2.14. p6~22	社会的責任と持続可能な開発目標の記載追加。 リスクマネジメント（危機管理）の記載追加。 品質・安全性の記載追加。 情報セキュリティの記載追加。 経営者の責任の記載追加。 SDGs アイコンの追記。	片口社長 21',08,01
2023,04,04 (第3版)	1.1. 1.2. 2.1. 2.2. 2.3. 2.5. 2.7. 2.9.	CSR 方針の記載 CSR 推進体制 「内部通報に関する規則」を定めたことを記載 内部通報者の保護の記載 「グリーン調達」と「生物多様性の保全」に努めることを追加。 記載表現の修正。 地域との共存 地域組織の追記。	片口社長 23',04,04
2024,11,26 (第4版)	1.1. 1.2. 2.1.~2.15. 2.14.	CSR 方針の記載の修正 CSR 推進体制の定期開催について記載 各項目に取組の状況を記載 持続可能な資材調達と発展を項目追加	片口社長 24',11,26

目 次 構 成

目 次	頁
1. 社会的責任と持続可能な開発目標	4
1.1. CSR 方針	5
1.2. CSR 推進体制	6
2. 企業行動規範	7
2.1. コンプライアンスの徹底（法令の遵守）	8
2.2. 人権の尊重	11
2.3. 環境への対応	13
2.4. 従業員の就業環境整備	15
2.5. 顧客からの信頼獲得	17
2.6. 取引先との相互発展	18
2.7. 地域との共存	19
2.8. 出資者・資金提供者の理解と支持	20
2.9. 政治・行政との健全な関係	21
2.10. 反社会的勢力への対処	22
2.11. リスクマネジメント（危機管理）	23
2.12. 品質・安全性	24
2.13. 情報セキュリティ	25
2.14. 持続可能な資材調達と発展	26
2.15. 経営者の責任	27

1. 社会的責任（CSR）と持続可能な開発目標（SDGs）

立山化成株式会社は、創業当初から顧客満足をモットーに活動してきました。企業活動の製品を作る上で、安全操業、品質重視の視点から行動し、従業員、家族、世の中をいかに良くするかを取り組んできました。

当初、「創造実践」をキーワードに、新しいテクノロジーの開発に挑み、ISO9001 及び c-GMP 管理で裏打ちされた徹底した製造管理、品質管理と品質保証体制のもと、医薬品原薬（API）、医薬品中間体、電子材料等の有機化合物を幅広く製造して企業を通じて社会に貢献してきました。

今後は世界的な優先課題及び世界のあるべき姿を明らかにし、一連の共通の目標を軸に、地球規模の取り組みを進めていくうえで、自社における優先課題を決定して、目標を定めて経営へ統合しながら進める必要があります。

そして、地球環境を守るため、効率的な生産技術と適切な公害処理施設の充実を図り、安全衛生・環境保全への配慮をし、私たちは、常に品質・レスポンス・環境を考え、高付加価値化製品の開発を、創意と実行力により合理化、効率化に努め、人権の尊重、法令・国際ルールへの遵守はもとより、高い倫理観を持った事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献するために、企業がその実現のために遵守すべき事項を、企業行動規範に定めるものです。

これらのことより社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility））を策定するにあたり、持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））も合わせて記載することにいたします。

1. 1. CSR 方針

私たちは本業を通じて、健全な社会と健康な暮らしに貢献するため、次の責任を果たします。

< 責任の取り組み >

内部統制、情報セキュリティ及び開示検討

- ・医薬品の製造管理及び品質管理に基づき、企業の健全な成長には欠かせない体制を作り、安全で安心な高品質の製品及びサービスを提供し続け、心身から健康で豊かな暮らしに貢献します。
- ・.会社の発展とともに雇用を生み出し、従業員の基本的人権、多様性を尊重します。また人としての成長と啓発を促し、従業員同士の交流及びエンゲージメント向上に寄与し、その家族の生活を豊かにします。

企業価値向上

- ・健全な経営と事業活動により、自らの価値向上に努め、社会の発展に寄与します。

コンプライアンス

- ・ガバナンスにより、責任ある社会の一員として、法令だけではなくコンプライアンスを遵守することはもとより、道徳観、倫理観を持って行動し、リスクマネジメントを推進し、活動し、情報セキュリティ対策を強化していきます。

環境

- ・環境に配慮した企業活動を行い、事業活動で使用しているエネルギーで再生可能エネルギー導入を検討し、CO₂排出の削減に取り組み、製品、原材料、エネルギーのムダのない利用を推進し、恵み豊かな地球の存続に貢献します。

1. 2. CSR推進体制

CSRへの取り組みを監督・指導する体制として、社長を議長とし、専務(取締役)、常務(取締役)、担当取締役、執行役員、監査役及び会社組織の所属長等で構成される「**CSR会議**」を設置し、定期的を開催して記録を残すこととします。

「CSR会議」のもとで「コンプライアンス」、「環境」、「内部統制」、「情報セキュリティ」、「開示検討」及び「企業価値向上」の項目について、方針審議や方針の浸透状況の監督、課題や発生した問題及び対処事例等についての情報共有を行い、CSRへの取り組みを監督・指導しています。また、「CSR会議」における審議事項のうち、基本方針、活動計画、重要施策の内容および重要事態発生時の対応等について、**取締役会に定期的に報告し、審議**することにより、指示監督を受けることとします。

「CSR会議」は、次にあげる課題の情報を入手した構成員が社長に報告し、協議が必要と判断されることが発生した際に、社長が招集し、開催する。

独占禁止法、公務員等に対する贈収賄を含む汚職防止に関する法令等の遵守、及び人事労働、安全・防災、環境、気候変動、品質、財務報告、反社会的勢力への対応、情報セキュリティ等のESG(環境(E: Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G: Governance))リスクも含むリスクマネジメントや社会貢献等の多岐にわたる範囲を対象として、会社の取り組みに関する方針審議(重要案件に対する指示・指導を含む)、方針の浸透状況の監督及び課題、発生した問題への対処事例等についての情報共有、水平展開を行います。

2. 企業行動規範と運用組織

この企業行動規範は、「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」を果たすため、立山化成株式会社の全ての従業員が遵守すべき最も基本的な企業行動規範（人権の尊重、法令・国際ルールへの遵守はもとより、高い倫理観を持った事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献すること）を定めたものである。

立山化成株式会社は、いろいろな化学薬品を使用して新たな化学製品を製造しています。自らが取り扱っている化学薬品は製品を作るための方法として必要としています。これらの化学薬品は多くの危険性を持っていてこの化学薬品を選択した時点から企業の社会的責任が発生していることを社員一人一人が自覚し、自らこの企業行動規範を遵守することを宣言するとともに、立山化成株式会社の全ての従業員は、この企業行動規範を読み理解し、そして遵守することを要請するものである。

そしてそれぞれの行動規範項目について持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））に向かい、一つ一つ計画立てて継続を続けて行くものである。

（注） 「CSR」とは、企業の社会的責任のことであり、企業の責任を従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー（顧客、株主、従業員のほか、取引先、地域住民、金融機関、政府 etc）にまで広げた考え方である。

（注） 「従業員」とは、立山化成株式会社の役員、社員、契約社員を含むものである。

（注） 「SDGs」とは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、企業は本業そのものにSDGsに考え方を組み込むことを前提にしているボランティアや寄付ではなく、事業を行い、企業が収益をあげることが同時に社会や地球環境の改善につながるようなビジネスモデルとして地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓って行うこととする。

なお、派遣労働者についても、この行動規範を遵守するものとする。

運用組織は「CSR及びSDGs」推進のために各所属長は推進委員として協議を行い、活動を行う。事務局は経営者の下に置き、経営者が推進責任者を任命する。

2. 1. コンプライアンスの徹底（法令の遵守）



法令を遵守し、社会倫理に適合した良識ある活動及び健全な事業活動を推進して参ります。

立山化成株式会社は、化学薬品を使用し、製造を行う会社であり、企業活動を行う法令遵守を確実にするためには、法令に必要なその責任者を明確にします。そのために、自社の実情に応じたかたちで、社内規定やマニュアル等を作成・整備し、啓発・教育活動を通じて社内へ浸透させます。

なお、上記に反する行為を知った場合は、直ちにその旨を上司あるいは適切な担当部門に連絡し対応します。更に公益通報者保護法を踏まえて、当社のコンプライアンス経営への取組みを強化するために、従業員からの法令違反等に関する通報を社内において適切に処理することを目的に、「内部通報に関する規則」定めており、公益通報をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない制度となっております。

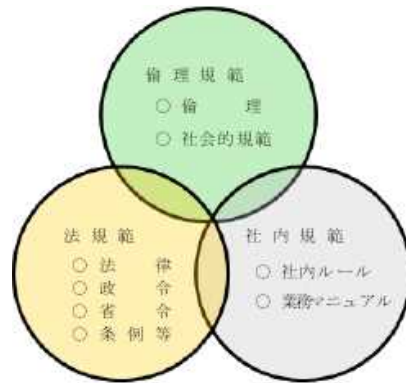
法令以外の社会的ルール・商慣習などについても、事業活動にあたっては法令に準じて尊重し、行動します。ただし、これはあくまで公正なルール・公正な商慣習であることが前提です。昔からの商慣習等であっても、公正なものといえるのか、現在の法令の条項あるいは趣旨に合致しているのかを絶えず検証し、節度ある行動をします。

また、判断に迷ったときは、次の5つの質問について、自問し行動します。

判断に迷った場合の5つの質問

- ①「それ」は、法律に触れないだろうか。
- ②「それ」は、公正で公益の増進に資することだろうか。
- ③「それ」をすると良くないと感じないだろうか。
- ④「それ」が社会一般に知れたらどうであろうか。
- ⑤「それ」が正しくないとわかっているのにやっていないだろうか。

参考 コンプライアンスで遵守すべき規範



定める責任者に関する情報等：

- | | |
|--|-------------------|
| ① 産業医 | ② 総括保安管理者 |
| ③ 公害防止統括者 | ④ 危険物・毒劇物保安統括管理者 |
| ⑤ 保安管理者（安全管理者、衛生管理者、防火管理者、公害防止管理者、毒劇物管理者、安全運転管理者） | |
| ⑥ 各種（ガス溶接、ボイラー取扱、乾燥設備、はい、特定化学物質等、酸素欠乏危険、有機溶媒）作業主任者 | |
| ⑦ 毒劇物取扱責任者 | ⑧ 危険物取扱者 |
| ⑨ 化学物質管理統括者 | ⑩ 化学物質管理責任者 |
| ⑪ 化学物質管理者 | ⑫ 保護具着用管理責任者 |
| ⑬ 火元責任者 | ⑭ 自衛消防隊長 |
| ⑮ 危険物施設保安員 | ⑯ 電気管理技術者 |
| ⑰ エネルギー管理統括者 | ⑱ エネルギー管理者（又は管理士） |

取組について

1. 不適切な利益供与及び受領の禁止：すべてのステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わず、透明性の高い関係を築きます。
2. 情報の公開：法令等で公開を義務付けられているか否かに関わらず、社会からの要請に応じて必要な情報を適切に公開します。

3. 知的財産権の尊重：事業活動を通じて得られた成果を知的財産権として保護し、有効に活用するとともに、他者の知的財産権を尊重します。

4. 公正な取引：ビジネスにおいて公正・透明・自由な競争を妨げる行為を行いません。

5. 不正行為の予防：不正行為を予防するための活動を行い、早期に発見、対応するための制度を整えます。

6. 反社会勢力との関係：反社会勢力とは一切関係を遮断します。

7. 優越的地位の濫用の禁止：優越的地位を濫用することによって、取引先に不利益を与える行為は行いません。

8. 適切な輸出管理：法令等で規制される技術や貨物の輸出に関しては、適正な管理と申告を行います。

9. コンプライアンスの教育：全従業員に日々の活動でコンプライアンスの遵守に関する視聴覚教育を行います。

2. 2. 人権の尊重



あらゆる事業活動の場において、すべての人の人権を尊重するとともに、差別や個人の尊厳を傷つける行為を排除します。

立山化成株式会社はすべての職場で、すべての人々が、安全で健康に働くことができるようにします。

差別の禁止－性別、年齢、出身地、国籍、人種、民族、信条、宗教、身体的特徴、障がい等による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

強制的な労働の禁止－すべての従業員をその自由意思において雇用し、強制的な労働は行いません。

児童労働の禁止－最低就業年齢（15歳又は義務教育を修了する年齢の内、最も高い年齢）に満たない児童を雇用せず、また若年労働者の発達を損なうような就業はさせません。

労働時間－法定限度を超えないよう、労働者の労働時間、休日・休暇を適切に管理します。

適切な賃金－労働者に法定最低賃金以上を支払い、不当な減額は行いません。

非人道的な扱いの禁止－労働者の人権を尊重し、体罰、精神的・肉体的な抑圧、言葉による虐待など、非人道的な扱いを禁止します。

内部通報者の保護－国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の従業員に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止します。また、事業運営で社内の不祥事による被害拡大を防止するための内部通報について、通報者の保護を行います。

各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメントを含むがこれに限らない）を職場から排除するとともに、職場環境を悪化させることのないよう予防します。

従業員の団結権－労働条件、労働環境、賃金水準等の労使間協議を実現する手段として労働者の団結権を認めます。

一人ひとりのプライバシー、個性、多様性を尊重し、仕事と生活の調和をはかります。また個人の人格尊重の理念の下、個人情報に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いに十分留意するとともに、個人のプライバシーが侵害されることのないよう細心の注意を払うこととします。

取組について

- 1. 教育：**入社に採用された全従業員に対して「就業規則」、「各種規則」及び「各種規約」等を用いて、従業員として必要な心得の教育を行い、最新版管理にてその書類を社内サーバーにて公開致します。
- 2. 内部通報：**全従業員に「内部通報に関する規則」を定め、全従業員に教育・研修を行います。
- 3. ハラスメントの教育：**「職場におけるハラスメント防止に関する規程」を定め、全従業員に教育・研修を行います。また相談窓口の体制を定めます。

2. 3. 環境への対応



美しい地球を未来に遺すことを人類共通の課題と捉え、人と自然をつなぎ、積極的に地域環境および地球環境の保全に取り組みます。そこで経営活動の中に環境配慮を志向する地球環境に配慮した調達形態として会社で使用する物資、エネルギー等の「グリーン調達」を行います。

設備等の設計にあたっては、省資源・省エネルギーを積極的に提案し、低炭素社会の実現に貢献します。

すべての職場において、公害防止や環境汚染予防、さらに省資源、省エネルギー、産業廃棄物の削減、リサイクルの推進（回収溶媒の使用）及び生態系の保護に取り組みます。

企業活動にあたっては環境に与える影響を常に考慮し、環境関連法規制を遵守するとともに、積極的に環境問題に取り組みます。

これまで記述したように生物多様性の保全を目指し、地球上の生命が失われない環境を保つ努力として次の配慮及び管理を行います。

<水資源への配慮>

- ・使用する水（水道水、工業用水）において装置にあった適正使用に努めること。
- ・地下水は、使用量の削減について検討に努めること。

<排水への配慮>

- ・河川・海における生態環境破壊を防止するために、異常排水時のリスク管理体制を構築し、維持すること。
- ・公共水域へ排出する排水が、水生生物の生息環境など生態系へ影響を及ぼさないように排出管理値の維持に努めること。

<工場植栽の適正管理>

- ・工場敷地内で、生態系に悪影響を及ぼす恐れが強い外来侵入種の植栽、種子の播種（はしゅ）を行わないこと。
- ・工場敷地内の植栽について、希少種などの存在が判明している場合には、管理・保護に努めること。

取組について

1. エネルギーの管理：事業活動で使用するエネルギー量に関して、再生可能エネルギー及びグリーンエネルギー量の割合を調査し、増やす努力を行います。
2. 水の管理：事業活動で使用する水及び排水に関して、受け入れている水量を有効に利用する方法を取り、排水の水質は定められた排出基準数値以下を遵守する管理を行います。
3. 環境の管理：事業活動を行って排出しているガス、水を定期的に測定し、定められた排出基準数値以下を遵守する管理をし、地球への環境負荷を低減する努力を行います。

2. 4. 従業員の就業環境整備



多様な人格・個性が尊重される職場づくりを行うとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさ、自らの成長を実現します。

雇用および処遇における国籍・性別・年齢などによる差別を行わず、機会の均等を図ります。また、職場におけるセクシャル・ハラスメントの発生を防止します。

従業員の個性を尊重し、従業員の自立的なキャリア形成や能力開発を支援する育成体系を行います。

労働基準法・労働安全衛生法等を遵守し、それぞれの職場での安全を確保するため、従業員には安全及び衛生に関する教育を行い、さらに外部や社内の受講教育による安全及び衛生教育を行います。

従業員の安全意識向上のため、経営トップ、管理職者及び現場担当者が行う、安全パトロール及び衛生パトロールを、定期的を実施しています。また PM 活動を通じて衛生的な職場作りを行います。

安全で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の健康増進を支援しています。

社員の個人情報には業務以外の目的に利用しません。また、その管理は関連法令に従い厳重に行い、関係者以外に漏洩しません。

会社の就業規則その他の社内諸規則等を遵守し、与えられた権限を濫用しません。

取組について

1. 労働環境：事業活動の職場環境を定期的に測定し、清潔な環境に努め、安全で衛生的に作業が行える環境とし、改善が必要な所はその方法について検討を行い実行することをを行います。
2. 自己啓発：事業活動に必要な資格及び技能の取得と、職域に応じた講習による能力向上を行います。
3. 教育：安全作業、衛生環境に関する視聴覚及び研修教育を毎年行い、事故の発生防止の啓発を行います。
4. 福利厚生：地元のスポーツジムに登録し、全従業員の健康づくりの支援を行います。

2. 5. 顧客からの信頼獲得



お客様に満足していただける「安全・安心で品質の高い製品」を製造し、またそのサービスを提供し、社会の信用を獲得します。

お客様のニーズを的確にとらえ、叡智、ノウハウ、技術力を組織的に結集させるとともに、個々人の多様な能力をもって、新たな価値を有する魅力的な製品を提供します。

お客様から求められる医薬品原薬及び取り扱っているすべての製品で安全・安心の確保と、品質の高い製品のために医薬品の製造管理及び品質管理（GMP（Good Manufacturing Practice）管理）のシステムを守って製品を製造するために、全ての従業員が取り組むとともに、社会・環境にやさしい製品を実現します。

取組について

1. 顧客満足：顧客満足度を良くするために、苦情の件数の調査とその内容を評価して改善を行います。
2. サービスの提供：顧客が要求する事項を把握して製品及びサービスの提供を行います。

2. 6. 取引先との相互発展



立山化成株式会社は、法令・規則や商道德を遵守し、自由で公正な競争を基本とした企業活動を行います。

企業活動を行うにあたっては、必要な許認可の取得や諸届の提出等、関係法規を遵守します。

独占の禁止、公正な競争、公正な取引に関する法令や規則を遵守します。

購買・調達活動は公平・公正に行い、癒着と取られるような行為や調達先に不当な負担を強いるような行為は行いません。

立山化成株式会社は、接待や贈答の授受については、社会通念を逸脱した行為を行いません。

お取引先への贈答・接待は過剰を避けるとともに、お取引先から過剰な接待や社会儀礼の範囲を超える贈答を受けません。

取組について

1. 調達：事業継続性の視点から厳正にお取引先を選定し、優良かつ信頼性の高いお取引先と調達取引を行います。

2. 発展：お取引先と信頼関係を築くと共に、共存共栄の理念の下、相互の利益を尊重し公正な取引を行います。

2. 7. 地域との共存



企業活動を通じて、地域社会とのコミュニケーションに努め、良好な関係を維持し、発展させます。

地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動として事故ゼロを目指すと共に、災害発生時の緊急連絡網及び役割分担表を整備するなど、災害時に対応できる体制を整え、また関係機関と協力しながら、訓練を行い、地域との共存をはかります。

工場周囲の美化運動及び工場内の整理整頓を行い、また地域住民に対して、要望があれば、工場見学を含む事業内容に対して理解を深めてもらう機会を提供します。その際、工場に AED（自動体外式除細動器）を従業員だけでなく、地域住民にも利用できるよう公開いたします。

地域経済への貢献の一環及びスポーツ振興を目的とし、地元スポーツチームへの協賛を継続していきます。

取組について

1. 工場見学：近隣地域及び各種団体から要望があれば、会社の事業内容の説明及び工場見学を受け入れます。
2. 地域共生：自然災害が発生した際、緊急の避難先として施設を開放する。
3. 環境：事業活動で事業所内及び周辺のみを美化を行います。
4. 地域経済の発展：地域のプロスポーツ競技団体に協賛し、支援を行います。

2. 8. 出資者・資金提供者（株主）の理解と支持



立山化成株式会社は、適切なタイミングで十分な情報開示を行うことで説明責任を果たし、出資者・資金提供者等からの信頼と支持を得られるよう努めます。

誠実かつ健全な企業経営を継続することで、社会から信頼される企業となるよう努力します。

年度決算及び事業計画について、年一回程度、出資者・資金提供者に説明します（株主総会招集通知での案内を含む）。

株主総会・取締役会等が開催された場合は、議事録を作成し、保管しています。

取組について

1. コンプライアンス：企業倫理遵守に関する行動基準で、反社会的勢力に対する姿勢について、毅然とした態度で臨み、いかなる利益供与も行いません。
2. コーポレート・ガバナンス：株主総会を利用し、情報公開を行います。

2. 9. 政治・行政との健全な関係



立山化成株式会社は、政治・行政及び地域組織とは健全かつ透明な関係を維持し、不当な癒着や公正さを欠く活動を行いません。

政治資金規正法・公職選挙法等に則り、経営基盤に見合った適正な寄付・献金の基準に合致しているか、会計責任者・担当者や外部専門家に判断を仰ぎ行っていきます。

化学薬品を扱う企業として、核兵器・生物化学兵器などの大量破壊兵器・通常兵器の製造・使用に関連する製品や技術の輸出に関する法令を遵守します。

輸出入取引に関しては日本及び輸出入管理に関する各国の法令や関税法等を遵守します。

取組について

1. コンプライアンス：政治資金規正法、国家公務員倫理法・規程、独占禁止法、公共入札ガイドライン、官製談合防止法、その他関連法令の遵守を行います。

2. 浄化、寄付：マネーロンダリング防止し、違法な寄付・政治献金を行いません。

2. 10. 反社会的勢力への対処



社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません。

反社会的勢力や団体からの不当な要求や威嚇には警察と連携して対応し、それらに妥協しません。

相手方（個人を含む）が反社会的勢力か否かについて常に注意を払います。

取組について

1. コンプライアンス：新たな取引先、採用従業員及び新たな株主に対して「反社チェック*」行い、確認致します。

「反社チェック」

- ・属性要件：暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の属性に該当するか。
- ・行為要件：暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行っていないことを確認します。

2. 1 1. リスクマネジメント（危機管理）



生命、身体の安全を守るため、発生する可能性のある災害・事故などを想定し、緊急時の対応策（事業継続計画：BCP）を準備します。

防災に努めるとともに、火災、災害、感染症等の緊急事態における危機管理体制を整備します。

潜在するリスクの低減を図り、重大事故の防止に努めます。

取組について

1. BCP 策定：火災、自然災害、感染症等を想定した事業継続計画（BCP）を定め、毎年見直しを行う。また全従業員が対応出来るようにするために想定する訓練も実施して想定内の危機的状況に陥ったときに、事業を継続させることを行う。

2. 1 2. 品質・安全性



適切な品質管理体制を構築し、製品の品質と安全性の確保を図ります。

製品情報の提供－お客様の信頼と満足を得るために、製品に関する正しく的確な情報を提供します。

適切なデータ管理－品質試験などを適正な手順で行うと共にデータ管理を適切に行い、データの捏造、改ざんなどは行いません。

苦情への対応－お客様からの問い合わせ、苦情などには、誠実に対応し、お客様の声を製品品質向上に活かしていきます。

取組について

1. 製品・サービス：製品・サービスの安全性と品質を保証し、顧客満足度調査（Customer Satisfaction 調査、CS 調査）又は顧客の生の声を聴取し、満足度や評価を把握して更なる事業やサービスの発展につなげる。
2. 安全な職場：保安委員会（安全衛生委員会）を設置して社内の労働安全衛生活動の全社会議を定例化します。また安全衛生のノウハウ継承、災害避難訓練や防災に向けた検討と教育・研修を行います。

2. 13. 情報セキュリティ



適正な情報セキュリティを推進し、顧客情報、個人情報、技術・製品等の情報資産を適切に取扱います。

コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御策を講じます。

顧客、第三者、従業員の個人情報は、適切に管理し、保護し、情報漏洩防止を徹底します。

顧客や第三者から受領した機密情報は適切に管理し、保護します。

取組について

1. 製品・サービス：製品・サービスに関する適切な情報の提供を行い顧客の信頼向上につなげる。
2. プライバシー保護：個人情報保護法に従い社員のプライバシー保護を徹底します。
3. 教育：知的財産権（含む営業秘密）の取り扱いに関する社内研修の実施等を通じて理解促進を行います。

2. 1 4. 持続可能な資材調達と発展



自社の調達プロセスや調達に関する意思決定に際し、自社が定めている「企業の社会的責任（CSR）」の原則に適合する形で調達活動を進めます。

環境や倫理的基準を含む企業の社会的責任（CSR）の原則を調達プロセスに統合し、持続可能な資材調達に取り組むことで、サプライヤーは次のようなメリット「ブランドの保護、ブランドの差別化、収入源の増加、所有にかかる合計費用の削減、環境規制への非準拠などのリスクの低減」を得ることができ、自社の持続可能性を高めると共に、企業価値を向上させ、社会への貢献を図ってまいります。

取組について

1. 持続可能なサプライヤー調査：「安全・安心」、「人権」、「安全衛生・健康」、「環境」、「誠実なビジネス」の 5 つのカテゴリーについてサプライヤー調査を「持続可能なサプライヤーの調査 チェックリスト」に従い行い、自社の持続可能な資材調達と発展のリスク低減を評価致します。

2. 15. 経営者の責任



経営者は、本指針のもと経営に当たり、グループ全体で課題に取り組みます。

また本指針の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生した場合は、問題解決、原因究明、再発防止に努め、その責任を果たします。

取組について

1. 社内教育：経営方針、行動規範や行動指針で全従業員が守るべきことを明確化し、社内教育、閲覧箇所の情報開示を展開する。
2. 体制の整備：全社的な取り組み体制としてコンプライアンス活動を横断的に統括する委員会等を設置し、定期的を開催する。